

茨城県報

第7141号

昭和58年5月12日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●公金徵収事務の委託(障害福祉課)	1
●昭和58年度定期種畜検査(畜産課)	2
●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課)	4
●新規土地改良事業及び定款変更の認可(〃)	5
●新規土地改良事業の認可(6件)(〃)	5
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	6
●都市計画用途地域の変更(都市計画課)	8

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件)	8
------------------------------------	---

公 告

●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課)	10
●開発行為の工事完了(2件)(〃)	10
●道路位置の指定(〃)	11

正 誤

●昭和58年4月25日付け茨城県報第7136号中	12
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第776号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徵収事務の委託をした。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 受 託 者 茨城県聴覚障害者団体連合会

2 受託に係る使用料

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例(昭和31年茨城県条例第10号)第4条第1項の規定による使用料

3 委 託 期 間 昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで

茨城県告示第777号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による昭和58年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

なお、当該検査場所に係る種畜については、現在発行されている種畜証明書の有効期間は同法第6条第2項の規定に基づき、当該種畜検査の日まで延長される。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県第1班

検査月日	検査場所			家畜の種類別検査予定頭数					摘要
	郡市	町村	位置	計	乳用牛	肉用牛	馬	豚	
6月6日午前	西茨城郡	友部町	茨城県畜産試験場	20	12	8			
" 午後	那珂郡	那珂町	山田秋雄方	5				5	
6月7日午前	"	大宮町	大宮町農協 畜産センター	3				3	
" 午後	常陸太田市	沢目町	矢吹省一方	3				3	
" "	久慈郡	水府村	持方牧野組合	1			1		
6月8日午前	北茨城市	関本町	肉牛センター	1		1			
" 午後	久慈郡	里美村	肉用牛繁殖 センター	4	2	2			
6月9日午前	西茨城郡	岩間町	東京大学農学部 附属牧場	1			1		
" 午後	"	"	全農東日本 原種豚場	30				30	
総 計				68	14	12	1	41	

茨城県第2班

検査月日	検査場所			家畜の種類別検査予定頭数					摘要
	郡市	町村	位置	計	乳用牛	肉用牛	馬	豚	
6月13日午前	新治郡	出島村	出島村農協	5				5	
" "	"	"	小松崎 駿方	5				5	
" 午後	"	玉里村	玉川農協	4				4	

6月14日午前	筑 波 郡	筑 波 町	上 野 武 広 方	3				3
" "	"	"	山 中 茂 男 方	2				2
" 午 後	"	豊 里 町	鷹 野 豊 明 方	5				5
" "	新 治 郡	桜 村	倉 田 弘 方	3				3
6月15日午前	稻 敷 郡	阿 見 町	武 田 豊 文 方	1			1	
" "	"	"	佐 藤 隆 士 方	10				10
" 午 後	"	"	内 藤 静 方	1			1	
" "	筑 波 郡	茎 崎 町	農 林 水 産 省 畜 産 試 験 場	2	1	1		
6月16日午前	稻 敷 郡	牛 久 町	吉 川 満 司 方	2	2			
" 午 後	"	江 戸 崎 町	栗 山 博 方	1			1	
6月17日午前	"	"	茨 城 県 養 豚 試 験 場	20				20
" 午 後	"	"	鈴 木 貞 三 方	3				3
" "	"	"	戸 館 武 志 方	4				4
6月18日午前	新 治 郡	八 鄉 町	真 原 進 方	3				3
総 計				74	3	1	3	67

茨 城 県 第 3 班

検査月日	検 査 場 所			家畜の種類別検査予定頭数					摘要
	郡 市	町 村	位 置	計	乳用牛	肉用牛	馬	豚	
6月20日午前	行 方 郡	北 浦 村	茨城県アブス牧場	3				3	
" 午 後	鹿 島 郡	波 崎 町	高 橋 清 方	5				5	
6月21日午前	真 壁 郡	関 城 町	白 河 種 畜 牧 場 茨城支場	40				40	
" 午 後	下 妻 市	比 毛	広 域 豚 人 工 授 精 場	20				20	

6月22日午前	"	下妻	下妻家畜市場	10				10
" 午後	結城郡	石下町	染谷 豊方	5				5
6月23日午前	猿島郡	猿島町	張替 清四郎方	2	2			
" 午後	"	境町	飯田 幸太郎方	2	2			
6月24日午前	結城市	北南茂呂	大嶋 洋方	5	4	1		
" 午後	下館市	玉戸	浅川 勇方	10				10
総				102	8	1		93

茨城県告示第778号

五霞村長職務代理者五霞村助役大道寺繁仲から昭和58年3月31日付けで認可申請のあつた五霞西部1地区土地改良事業は、適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

五霞西部1地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年5月14日から昭和58年6月2日まで

3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第779号

五霞村長職務代理者五霞村助役大道寺繁仲から昭和58年3月31日付けで認可申請のあつた五霞西部2地区土地改良事業は、適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

五霞西部2地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年5月14日から昭和58年6月2日まで

3 縦覧の場所 五霞村役場

茨城県告示第780号

北茨城市長柴田章から昭和58年4月18日付けで認可申請のあつた上桜井地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

上桜井地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年5月12日から昭和58年5月31日まで

3 縦 覧 の 場 所 北茨城市役所

~~~~~  
茨城県告示第781号

昭和57年12月20日付けで東大場土地改良区から申請のあつた森戸地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和58年5月4日認可した。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

~~~~~  
茨城県告示第782号

昭和58年3月1日付けで大野中部土地改良区から申請のあつた小山東地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月4日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

~~~~~  
茨城県告示第783号

昭和58年3月1日付けで大野中部土地改良区から申請のあつた小山西地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月4日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第784号**

昭和58年2月10日付けで小幡土地改良区から申請のあつた小幡地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月4日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第785号**

昭和58年2月7日付けで両桁土地改良区から申請のあつた両桁地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月4日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第786号**

昭和58年2月12日付けで小幡南部土地改良区から申請のあつた細谷地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月4日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第787号**

昭和58年1月28日付けで半田土地改良区から申請のあつた半田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和58年5月4日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第788号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年5月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 笠間筑波線  
 3 道路の区域

| 区間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                                            | 延長                 | 摘要           |
|--------------------------|------|--------------------------------------------------|--------------------|--------------|
| 新治郡八郷町大字太田<br>字堀込20番1から  | 旧    | 最大 メートル 15.50<br>最小 7.20<br>最大 25.90<br>最小 12.10 | 1,219.00<br>985.00 |              |
| 新治郡八郷町大字太田<br>字中島671番2まで | 新    | 最大 25.90<br>最小 12.10                             | 985.00             | 旧道移管のための区域変更 |

## 茨城県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和58年5月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 月岡真壁線  
 3 道路の区域

| 区間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                                            | 延長                 | 摘要                  |
|----------------------------|------|--------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 新治郡八郷町大字下青柳<br>字宮久保461番1から | 旧    | 最大 メートル 15.00<br>最小 6.50<br>最大 26.00<br>最小 11.60 | 1,390.00<br>980.00 |                     |
| 新治郡八郷町大字小幡<br>字帆崎3309番まで   | 新    | 最大 26.00<br>最小 11.60                             | 980.00             | 新道完成に伴う旧道移管のための区域変更 |

## 茨城県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和58年5月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 石岡筑波線  
 3 道路の区域

| 区間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                                               | 延長                           | 摘要           |
|----------------------------|------|-----------------------------------------------------|------------------------------|--------------|
| 新治郡八郷町大字月岡<br>字横田428番3地先から | 旧    | メートル<br>最大 13.20<br>最小 6.60<br>最大 24.70<br>最小 12.20 | メートル<br>2,610.00<br>2,787.00 |              |
| 新治郡八郷町大字辻神明<br>58番3地先まで    | 新    | 最大 24.70<br>最小 12.20                                | 2,787.00                     | 旧道処理のための区域変更 |

### 茨城県告示第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館結城都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

#### 縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課  
 (2) 下館市企画部企画課

### (大規模小売店舗審議会)

#### 茨城県大規模小売店舗審議会告示第71号

#### 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商工指導課内）に到着するよう提出して下さい。

昭和58年5月12日

茨城県大規模小売店舗審議会  
 委員長 草野真男

- 1 届出者の氏名又は名称  
 日立福利サービス株式会社

- 2 届出者の住所 日立市城南町3丁目4番1号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
日立福利サービス(株) 勝田ショッピングセンター  
勝田市青葉町3-12
- 4 開店日 昭和58年8月29日
- 5 店舗面積 1382m<sup>2</sup>
- 6 閉店時刻 午後6時30分 ただし年間40日を限度として午後7時
- 7 休業日数 年間28日
- 8 主として販売する物品の種類  
食料品、衣料品、身の回り品、文化用品、雑貨、家庭用品

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第72号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商工指導課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和58年5月12日

茨城県大規模小売店舗審議会  
委員長 草野真男

- 1 届出者の氏名又は名称  
日立木材地所株式会社
- 2 届出者の住所 日立市幸町3丁目4番6号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
日立福利サービス(株) 勝田ショッピングセンター  
勝田市青葉町3-12
- 4 開店日 昭和58年8月29日
- 5 店舗面積 17m<sup>2</sup>
- 6 閉店時刻 午後6時30分 ただし年間40日を限度として午後7時
- 7 休業日数 年間28日
- 8 主として販売する物品の種類  
パン、菓子

## 公 告

### ●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聽聞期日 昭和58年5月16日 午前11時
  - 2 聽聞場所 稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4668-50
  - 3 聽聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
銀行店舗の新築について
  - 4 申請者住所氏名 土浦市中央二丁目11番7号  
株式会社関東銀行 取締役頭取 渡辺幸男
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築  
申請延面積375.39m<sup>2</sup>
  - 6 敷地面積 586.22m<sup>2</sup>
  - 7 建築物の位置 稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4668-50
- 

- 1 聽聞期日 昭和58年5月16日 午後2時
  - 2 聽聞場所 稲敷郡牛久町刈谷1丁目93-16
  - 3 聽聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
住宅兼パン製造販売店の新築について
  - 4 申請者住所氏名 川崎市麻生区早野498  
杉本恭一
  - 5 建築物構造規模 木造2階建 新築  
申請延面積213.03m<sup>2</sup>
  - 6 敷地面積 254.87m<sup>2</sup>
  - 7 原動機 新設6.0KW
  - 8 建築物の位置 稲敷郡牛久町刈谷1丁目93-16
- 

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市元石川町字柏沢260番の1, 同番の2, 266番の1から同番の3まで, 267番の1, 同番のイ, 同番のロ, 同番の3, 269番のロ, 同番のハ, 270番から272番まで, 273番の1, 同番のロ, 同番のハ, 同番の2, 274番, 275番, 276番のイ, 同番のロ, 同番のロの1, 277番から279番まで, 279番の1, 280番, 281番のイ, 同番のハ, 278番の2の1, 同番の2のイ, 283番の3, 284番, 289番の1, 同番の3, 290番の2, 292番の2, 293番から296番まで, 297番のイ, 同番のロ, 298番, 300番, 301番の1, 302番の5から同番の7まで, 303番から308番まで, 309番の1, 310番, 同番の1, 311番の1, 312番から314番まで, 314番の1, 315番のイ, 同番のロ, 316番の1, 同番の2, 317番から321番まで, 322番の1, 323番の1, 324番, 同番の2, 同番のイの2, 同番のロ, 同番のロの1, 325番, 同番の1, 326番から328番まで, 329番の1, 同番の2, 330番の1, 331番の1から同番の5まで, 325番のイから同番のハまで, 325番のホ, 335番の丙の2, 336番から338番まで

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市大町1丁目2番17号

財団法人 茨城県開発公社

理事長 竹内藤男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市堀町2075番の1の一部, 同番の2, 2076番の1, 2077番の10の一部及び同番の2の一部(第3工区)

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市中央1丁目4番1号

水戸市長 和田祐之介

## ◎道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年5月12日

茨城県知事 竹内藤男

| 指定番号           | 指定期<br>年月日 | 申 請 者                       |                   | 道 路 の 位 置                                   | 道路幅員及び延長     |                |
|----------------|------------|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------------|--------------|----------------|
|                |            | 氏 名                         | 住 所               |                                             | 幅 員          | 延 長            |
| 潮土木指令<br>第212号 | 58.4.27    | 江戸証券不動産(株)<br>代表取締役<br>藤田 進 | 東京都渋谷区道玄坂1丁目19番6号 | 鹿島郡大野村大字和字台畠645番11                          | メートル<br>4.00 | メートル<br>33.95  |
| "<br>第213号     | "          | 鈴和建設(株)<br>代表取締役<br>笛川 八郎   | " 中野区東中野1丁目58番6号  | " 旭村大字樅山字中根道三角390番2, 同番6, 字中野上田ノ上391番5, 同番8 | メートル<br>4.00 | メートル<br>117.05 |

|            |           |      |                |                      |      |       |
|------------|-----------|------|----------------|----------------------|------|-------|
| "<br>第214号 | 58. 4. 30 | 村山 彰 | 鹿島郡大野村大字和996番地 | " 大野村大字津賀字一本松1842番17 | 6.00 | 68.30 |
|------------|-----------|------|----------------|----------------------|------|-------|

## 正 誤

●昭和58年4月25日付け茨城県報第7136号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

| ページ | 行    | 誤     | 正      |
|-----|------|-------|--------|
| 9   | 下から8 | 大字栗字関 | 大字栗字関根 |
| "   | 下から6 | 344番  | 334番   |

---

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
 休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所